

## 契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
一般財団法人 大阪府地域福祉 推進財団	<p>一般財団法人大阪府地域福祉推進財団は、介護支援専門員実務研修受講試験に係る下記の業務を委託するに当たり、受託事業者は、業務に精通していることや、必要な人材を確実に確保できること等が必要であるため、競争入札に適しないとして、過去に同業務を遂行していること等を理由に、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団会計規程（以下「財団会計規程」という。）第31条（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号準用）に基づき随意契約（4,485,213円及び5,976,180円）を締結していた。</p> <p>なお、事業者の選定に当たっては、委託契約金額の適正性を検証するため、各事業について、それぞれ2者から比較見積書を徴収していた。</p> <p>財団会計規程では、契約に当たっては、大阪府財務規則に準じて行うこととされているが、過去に良好に業務を遂行した事実をもつて随意契約を締結することは不適切であり、また、比較見積書を徴収していることから唯一性があるとは言えず、財団会計規程第31条には該当しない。</p> <table border="1" data-bbox="501 1230 1454 1507"> <thead> <tr> <th>契 約 名</th><th>契約金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第18回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験にかかる監督員業務委託契約</td><td>4,485,213円</td></tr> <tr> <td>第18回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験の労働者派遣業務委託契約</td><td>5,976,180円</td></tr> </tbody> </table>	契 約 名	契約金額	第18回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験にかかる監督員業務委託契約	4,485,213円	第18回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験の労働者派遣業務委託契約	5,976,180円	<p>今後は、随意契約のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【財団会計規程】</b> (契約) 第31条 契約に当たっては、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第5章の規定の例に準じて行うものとする。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (随意契約の限度額) 第61条の2 令第167条の2第一項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。      一 工事又は製造の請負 二百五十万円      二 財産の買入れ 百六十万円      三 物件の借入れ 八十万円      四 貢産の売払い 五十万円      五 物件の貸付け 三十万円      六 前各号に掲げるもの以外のもの 百万円</p> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (随意契約) 第167条の2 地方自治法第234条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。      一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。      二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p><b>【大阪府随意契約ガイドライン】</b></p>	<p>○労働者派遣業務については、平成29年4月21日から4月28日を入札期間として、単価入札を実施した。</p> <p>○また、財団の実情にあつた契約事務の適正化及び効率化を図るため、平成29年度に、財団会計規程の見直しを行い、第31条を「契約については、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第5章の規定の例に準じて行うものとする。」から、「契約については、別に定める。」と改正し、新たに「一般財団法人大阪府地域福祉推進財団契約規程」（以下「財団契約規程」という。）を制定した。（平成30年4月1日施行）</p> <p>○制定を受けて、監督員業務委託契約については、今後は財団契約規程に基づき随意契約とする。なお、財団契約規程については、その運用の適正を期するためガイドラインを策定した。（平成30年4月1日施行）</p>
契 約 名	契約金額								
第18回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験にかかる監督員業務委託契約	4,485,213円								
第18回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験の労働者派遣業務委託契約	5,976,180円								

	<p>3 隨意契約ができる場合 第2号（令第167条の2第1項第2号） 不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。 (中略) 以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。したがって、上記アからコに該当する場合でも、その唯一性について十分に検討すること。</p>	
--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月21日、事務局：平成28年10月19日及び同月20日）